

4. 保護と利用の基本方針

「日本人は大ていふるさとの山を持っている。山の大小遠近はあつても、ふるさとの守護神のような山を持っている。そしてその山を眺めながら育ち、成人してふるさとを離れても、その山の姿は心に残っている。どんなに世相が変わっても、その山だけは昔のままで、あたたかく帰郷の人を迎えてくれる。

私のふるさとの山は白山であつた。-----」

これは、石川県大聖寺出身の作家深田久弥の著書、「日本百名山」のなかの一節である。

古来白山は、富士山、立山と共に、三名山の一つとして崇められ、古文書の中にも数多くその名が記されている。特に、石川県では金沢平野に豊かな飲料水と農業用水をもたらす手取川源流の霊山として、生活に密着した信仰が形成されてきた。

さてこれまで、中部白山地区における現状とその対策及び昨今提案されている開発計画による影響についてみてきた。

国立公園の目的について自然公園法にはおおむね次のように書かれている。

「わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする」

このなかでの利用について、造園技術大成には次のようにかかれている。

「登山、ハイキング、スキーなどの比較的動的な野外レクリエーションから、いわゆる湯治や避暑、避寒までを含めた静的な休養、また、動物植物の野外観察のような積極的の意味を持った自然研究の場を提供することから、探勝旅行の途上素晴らしい大自然の驚異に触れ、自然の機序の神秘を知らず知らずのうちに理解すると言ふような意味での教化的効果をあげることを指している」

このように、ひとくちに国立公園の利用といっても様々であるが、ここで大切なことは、白山が現在全国の多くの登山者に親しまれ、その豊かな自然がいつまでも変わらずにあることをほとんどの人が願っていることである。

このことは、いくつかの小さな問題があるにせよ、高山帯周辺については現状の登山を中心とした利用形態が適正な方法であるということではないだろうか。

もちろん現代の登山は、古来からの山岳信仰とは明らかに別のものであるに違いない。しかしながら、自らの手と足だけで登り、その途上に於て素晴らしい大自然

に触れ、その美しさに感動すると言う過程は、文明社会にまみれた現代人にとって、自然と人間の関わりについて改めて考えさせる貴重な体験ではなかろうか。

何度も述べてきた通り国立公園の利用は、その地域の環境容量（または適正収容力）を無視して成り立たない。それゆえに、ロープウェイ計画などが実際の計画として検討されるなら、正式なアセスメントを行わなければならないのは当然である。が、それ以前に国立公園の特別保護地区に設置する施設として、また霊峰白山に至る手段としてふさわしいとは思われない。

白山は、1981年にユネスコにより日本で4箇所指定された生物圏保護区の中の1つであり、その学術的価値は国際的にも評価されている。さらに、そのなかで国立公園の特別保護地区は厳格に保護されるよう核心地域に指定された。

これらのことから、利用については優れた原生自然を損なわない十分に管理できる範囲内の方法を検討し、白山の貴重な自然を後世の人々に残していくことが必要ではないだろうか。

室堂一極集中など、いくつかの問題点はあるが、高山帯周辺についてはこれまでどおり歩いて登る利用形態とし、また山麓周辺については、多くの人に参加できる野外レクリエーション地を整備し、山村の宿泊施設や文化財と一帯となった利用の促進を計ることを基本方針としたい。